

えるぼし認定書交付式が行われました

1月17日（金）鹿児島労働局にてえるぼし認定書交付式が行われ、鹿児島労働局長から立松取締役社長へ認定通知書が手渡されました。今回の認定により、鹿児島県内のえるぼし認定企業は7社となり、当社は6社目の認定となります。

「えるぼし」とは、女性活躍推進法に基づいて行動計画の策定・届け出を行なった企業のうち、女性の活躍に関する取り組みの実施状況が優良な企業に与えられるものです。認定には厚生労働省が定める5つの基準、「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」のうち、何項目を満たすかにより段階が異なります。当社は4項目を満たし、2段階目の認定を受けました。

今後も女性が活躍できる環境づくりの推進とともに、女性のみならず多様な人材が能力を發揮し、全従業員が働きやすい会社を目指してまいります。



▲えるぼし認定書交付式の様子 鹿児島労働局長と（左）立松取締役社長（右）

以上